

中央労基協 Report

令和5年3月

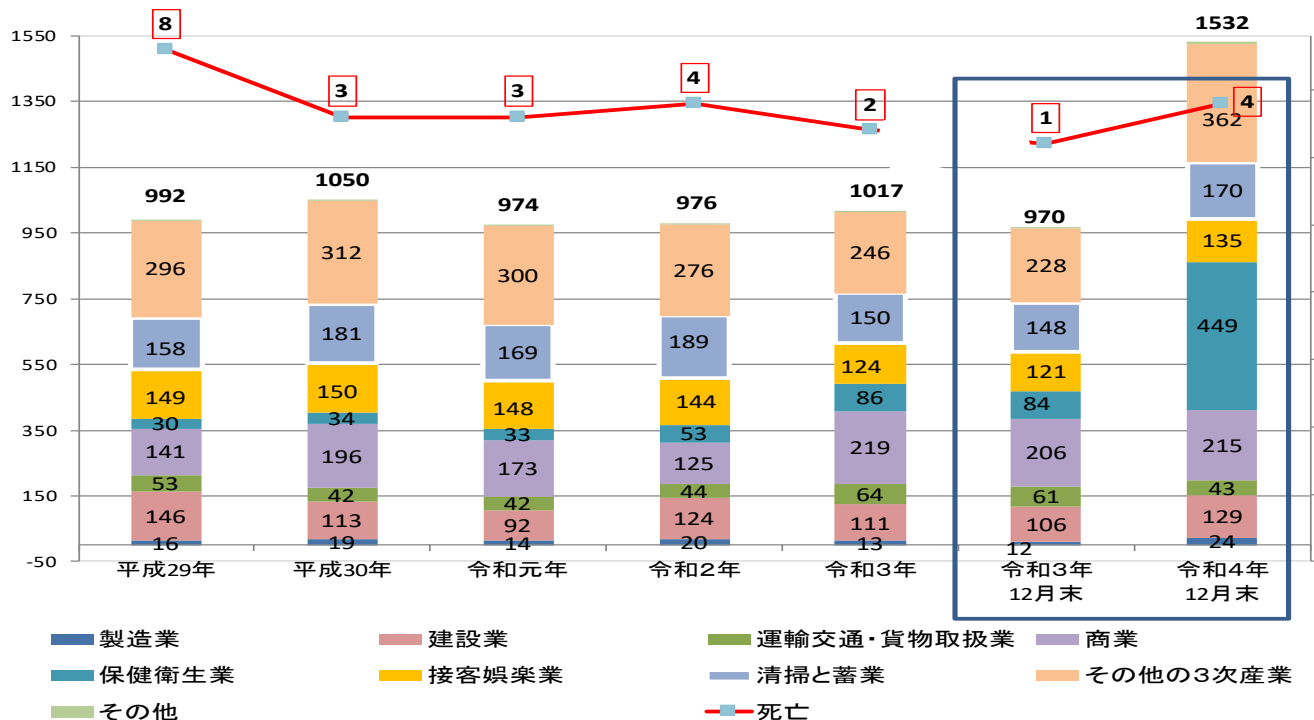
中央労働基準監督署管内の労働災害発生状況 (1月末現在速報値)

中央労働基準監督署管内における死亡、休業4日以上之死傷災害の発生状況は以下のグラフのとおりです。

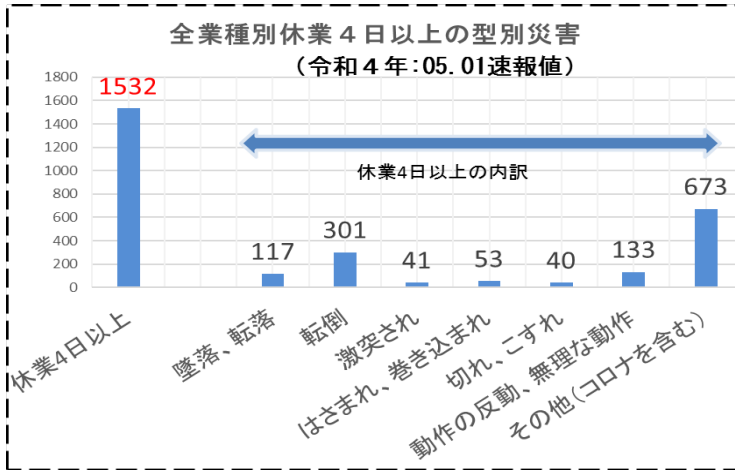
令和4年の死亡災害は4人で、第13次東京労働局労働災害防止計画（以下「13次防計画」という。）の目標値の6人を下回っていますが、昨年と比べ3人増加しています。休業4日以上之死傷災害では、1,532人が死傷し、13次防計画の目標値の942人を大きく超えており、また令和3年の死傷者数と比べても約58%の増加となっています。ただし、この中には新型コロナウイルス感染症によるものが含まれます。

【業種別災害発生状況の推移】

- * 13次防計画期間（平成30年1月から令和4年12月までの5か年）
- * 13次防計画期間中の死亡、死傷災害の減少の目標値は、平成29年の死亡者数及び休業4日以上之死傷者数に対し、それぞれ15%及び5%の減少をさせることを目標としています。



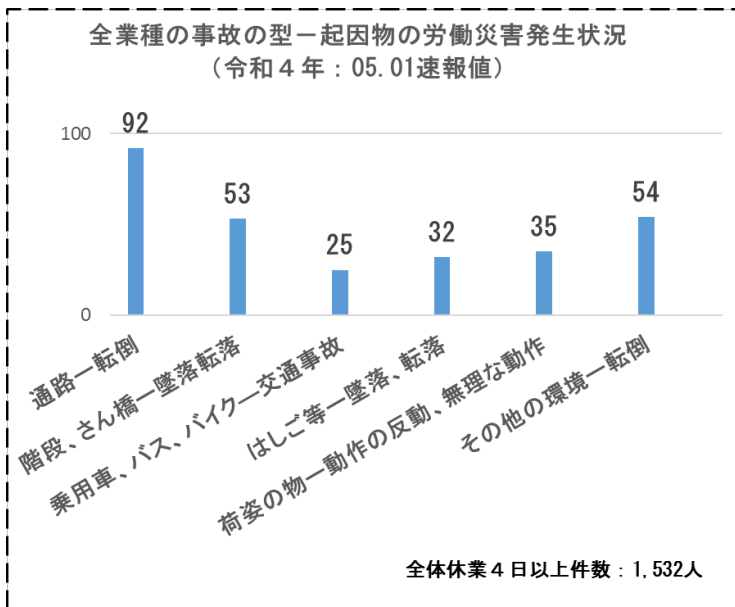
【事故の型による災害発生状況】



事故の型別でみると最も多い災害は「転倒」の301人（昨年と比べ+61人増）で全体の19.6%を占め、続いて腰痛などの「動作の反動、無理な動作」が133人（昨年と比べ-27人減）で8.7%を占め、「墜落、転落」が117人（昨年と比べ-34人減）で7.7%を占めている。

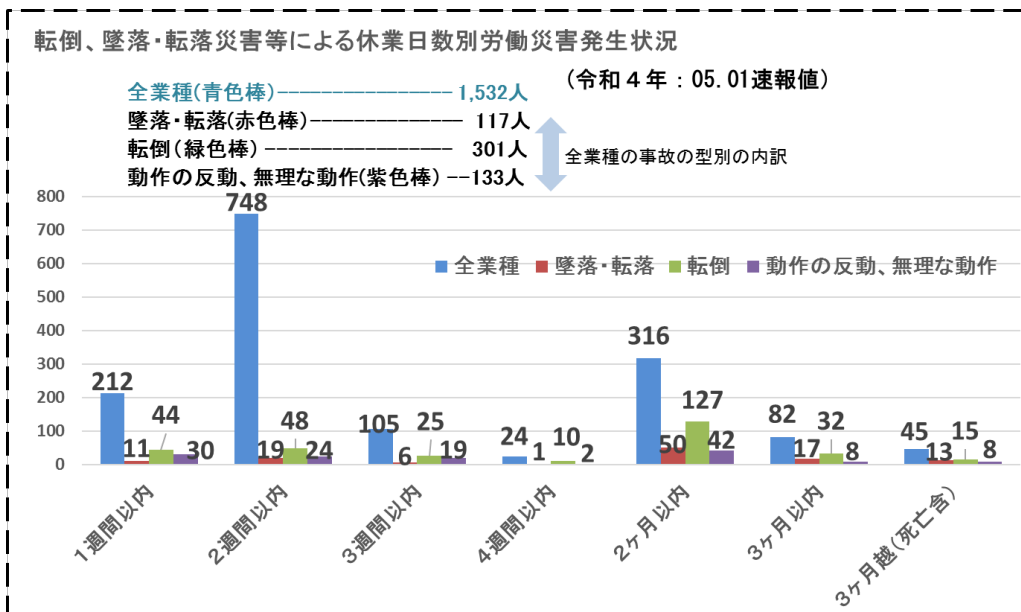
事故の型別の「その他」は673人でこのうち新型コロナウイルス感染症635人（昨年と比べ+482人増）を含んでいる。

【事故の型と起因物による災害発生状況】



事故の型と起因物の両方でみた場合、最も多い災害は「通路での転倒」が92人で転倒の3割が通路で発生し、通路が濡れていた、通路に物が置いている等の原因である。次にその他の環境による転倒が54人、続いて「階段等からの墜落、転落」が53人、「荷姿の物による動作の反動、無理な動作」が35人となっている。

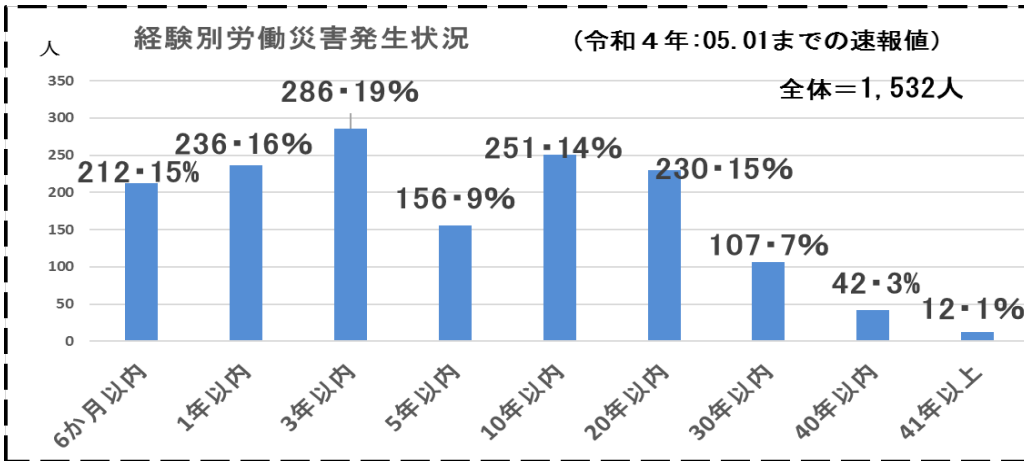
【転倒、墜落・転落等による休業日数別災害発生状況】



グラフの青色の棒は全業種被災者数を休業日数別で表し、その事故の型別の内訳を表したものである。

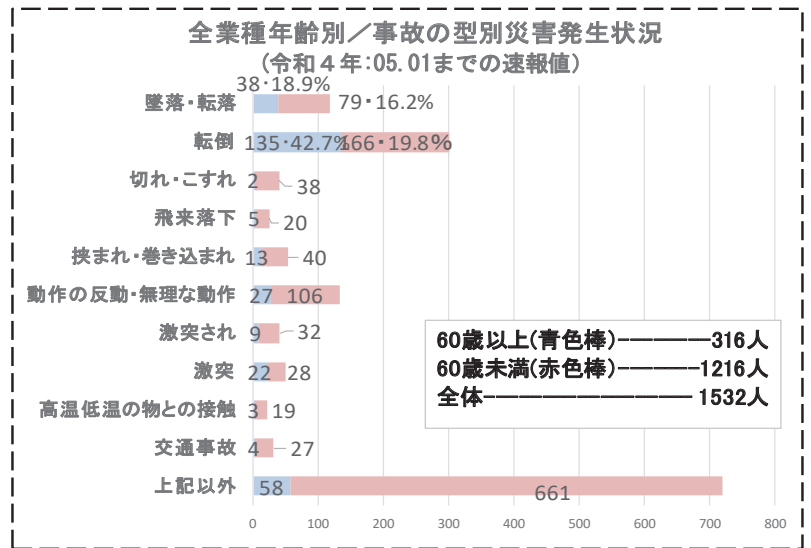
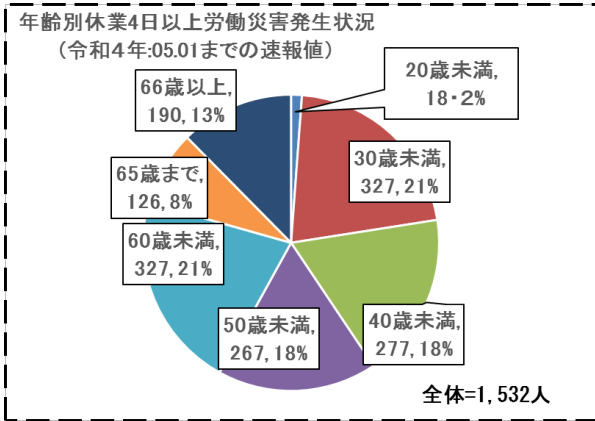
グラフをみると休業日数が「1週間を超え2週間以内」の災害発生が多く、また、「墜落・転落」、「転倒」をみた場合には「1ヶ月を超え、2ヶ月以内」となる休業災害が多い。

【経験別による労働災害発生状況】



経験別でみると全体の死傷者数のうち「1年を超え3年以内」の経験者の災害が最も多く、経験3年以内では734人で全体の約半数を占めている。

【年齢別による災害発生（上段グラフ）及び60歳未満・以上による事故の型別災害発生状況（下段グラフ）】



【令和4年死亡災害発生状況】

発生月	業種	職種	災害の概要
1	警備業	警備員	巡回警備を行っていた被災者が、建物内部の階段から転落した。
2	建設業	鳶工	工事用ラック式エレベーターのガイドレールの盛替え作業(10階から11階)を行っていた被災者が、搬器とともに10階から1階へ墜落した。
3 (他署で発生)	商業	技能者	学校に設置している小荷物用昇降機の原動機及びワイヤロープの交換作業が終了し、被災者がピット内の確認作業を行っていたところ、小荷物用昇降機の搬器が落下してきたため被災した。
4	建設業	技能者	電線移設作業を行っていた被災者が、意識朦朧で建物1階の施錠された正面玄関を開けようとしているところを職員に発見され、病院に緊急搬送されたが容体が悪化し死亡したものと推定。脚立から転落したものと推定。
管内で発生 (他署件数)	警備業	その他	建設現場場内に車両の搬出搬入の誘導業務を行っていた被災者は、場内にあった2トン積載トラックを公道に出し、他のトレーラを場内に搬入を終えたところに2トン積載トラックが後退して来て、公道にいた被災者に激突した。

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22:00～5:00）の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれません、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

（※）法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- （1）1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
 - ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%（以下、略）

中央労働基準監督署 随時受付窓口の開設

「時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）や「就業規則届」等、下記届け出を

3月16日（木）～3月31日（金）

8：30～17：15 8階会議室

で受付いたします。

- 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）
- 就業規則届
- 適用事業報告
- 変形労働時間制に関する協定届
- 専門業務型裁量労働制に関する協定届
- 企画業務型裁量労働制に関する決議届・報告
- 時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届

※ 例年、年度末は大変混雑しますので、早めの届出にご協力ください。

※ 控えが必要な場合は、必ず写しをお持ちください。当署では、控えのコピーは行いません。

※ 電子申請や郵送による届出も、ぜひご活用ください。

家内労働の「委託状況届」は4月30日※までに

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。

4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改定されています。）

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

※本年は4月30日が行政機関の休日のため、5月1日（月）が期日となります。

東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html

支部講習会の一部を紹介します！

中央支部では、次頁にあるとおり、法定講習から皆様のニーズに即した講習まで、当支部併設のホールにて様々な講習・セミナーを開催しております。今回は2月に開催された「リスクアセスメント担当者研修」を紹介いたします。

この講習は1日（6時間）の講習で、講師は安全コンサルタントの山口忠重先生です。山口先生は、大学卒業後製造現場で長年安全に携わり、その後、本社で管理部門も経験されております。豊富な経験と知識を生かしてわかりやすい講義を頂いております。講義の内容は、「リスクとは何？」から始まり、事業場では、「どのようにリスクアセスメントを行ったらよいかの手法」まで幅広い講義となっております。講習の最後には、「演習」も組み込まれているので全体的に充実した講習となっております。

受講生の方には、満足度の高い講習として当支部でも一押しです。次回は、少し先ですが、令和5年9月12日開催予定です。ご興味のある方は是非受講されるようお申込みをお待ちしております。

リスクアセスメントとは？

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。労働安全衛生法第28条の2では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置」として、製造業や建設業等の事業場の事業者は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされ、その適切かつ有効の実施のために、厚生労働省から「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公表されています。



※ 続報

本誌既報のとおり、いよいよ令和5年4月号より中央支部会員様限定で会報「東基連」及び「中央労基協 Report」のメール配信サービスが開始されます。

次のアドレス又はQRコードよりお早めにお申込みください！

登録 URL : <https://forms.gle/pDWsSQ22DmDdq6hk8>



* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です。

令和5年度講習会開催予定〔令和5年4月～令和5年9月〕※

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

※令和4年度3月分も掲載しております

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

右のQRコードは、ホームページに繋がります。



令和5年2月17日現在

講習名		月	令和5年度受講費[円] (受講料+テキスト代+税込)	令和4年度 3月	令和5年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		23,210	満席			28~30日			20~22日	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180			11-12日		26-27日			
	石綿作業主任者技能講習		15,180	満席	満席	24-25日	8-9日 19-20日		30-31日		
教特別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育		9,810					6日			
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		14,630			18-19日		4-5日		26-27日	
	衛生推進者養成講習		9,900	2日		9日	6日		4日		
	安全管理者選任時研修		(会員)10,500 (非会員)12,500	6-7日		29-30日		13-14日		7-8日	
	リスクアセスメント担当者研修		(会員)10,500 (非会員)12,500							12日	
	雇入れ時の安全衛生教育		(会員)2,968 (非会員)3,968			10日 12日 14日 18日 19日					
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習	第1種 3日	(会員)19,000 (非会員)22,000					19~21日	23~25日		
		第2種 2日	(会員)16,140 (非会員)19,140					19-20日	23-24日		
		特例第1種 1日	(会員)9,400 (非会員)10,400					21日	25日		
安全衛生その他講習	熱中症予防管理者研修		(会員)5,200 (非会員)7,200				2日 23日	3日			
人事労務講習等	新規労務担当者向け実務講習		(会員)12,710 (非会員)15,710			15-16日					
	労働保険(年度更新)・ 社会保険(算定)事務手続講習		無料				14日				
	【基礎 向け】 初級講座 者座	労働基準法等基礎講座		(会員)3,660 (非会員)5,660						2日	
		社会保険【健保・年金】基礎講座		(会員)4,045 (非会員)6,045					31日		
	【中級者 向け】 実務講座 者座	労災保険実務講座【2回セット】		(会員)8,310 (非会員)11,310					11日 18日		
雇用保険実務講座			(会員)3,000 (非会員)5,000			21日					
大会等	中央安全推進大会						15日				
	中央健康推進大会									○	

※講習等の日程及び内容に関しましては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。(大会等は、除く。)

※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。